

えびの市奨学生募集要領（月奨学金）

市では次の要領で令和8年度の月奨学金奨学生を募集します。

- 【申込資格】 2年以上引き続き本市に住所を有している者又は2年以上本市に住所を有し就学のため市外に住所を変更した者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校・専修学校・大学）に在学し、成績良好で経済的理由により修学が困難と認められる方
※他の奨学金等との併用も可能です。

【貸与月額および募集人員】

奨学金貸与生の区分	貸与月額	募集人員
・高校生 ・中等教育学校後期課程生 ・専修学校生（高等課程）	10,000円	若干名
	20,000円	
・高等専門学校生	12,000円	若干名
	24,000円	
・大学生 ・短期大学生 ・専修学校生（専門課程）	20,000円	若干名
	40,000円	

- 【貸与期間】 令和8年4月から在学する学校の正規の修業年限の範囲内
※留年などによる貸付期間の延長はありません。

- 【貸与利子】 無利子

- 【申込手続】 次の書類をえびの市教育委員会学校教育課（市役所4階）に直接提出してください。
(郵送、出張所では受け付けていません。)

①奨学生申請書（連帯保証人の所得・納税状況確認の同意も兼ねる）【様式第1号】

②奨学生の世帯全員が記載されている住民票の写し

※保護者は本市に引き続き2年以上住所を有する者に限ります。

③奨学生の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書または源泉徴収票）

④連帯保証人の住民票の写し

⑤連帯保証人が市外の方の場合は所得を証明する書類（所得証明書または源泉徴収票）

⑥奨学生推薦調書【様式第2号】及び成績証明書（在学する学校）

⑦口座振込依頼書

※②③については、申請書に個人番号を記載と所得納税状況の確認に同意した場合は、提出不要です。

※④は市内在住で、申請書に個人番号を記載と所得納税状況の確認に同意した場合は提出不要です。市外在住の方は、提出してください。

※連帯保証人は、奨学生の世帯と生計を別にするものとします。また、提出された書類はお返しできません。

- 【受付期間】 **令和8年3月19日（木）から令和8年4月17日（金）まで**
(開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)

【選考方法】 学校長の推薦（1年次の方は出身学校長の推薦、2年時以降の方は在学学校長の推薦）、学業成績及び世帯の経済状況、また、その他の資料に基づき市の奨学生選考委員会で審議し、教育委員会が決定します。

【決定通知】 決定時期は令和8年6月の予定です。

【決定通知後の手続】 ・誓約書【様式第4号】
保護者及び連帯保証人の印鑑は印鑑証明書と同じものを押印してください。
・入学決定または在学を証明する書類
・保護者及び連帯保証人の印鑑証明書

【貸与方法】 年3回に分けて6月・8月・12月に口座振込で貸与（貸与月額×4か月分）します。

【その他】 応募者等の個人情報は、目的の範囲内で適正に管理し、また、応募・相談等の秘密は守られます。

【奨学金の返還】

貸与終了の翌月から返還が生じ、貸与を受けた期間の2倍の期間内に月賦・半年賦・年賦の均等償還の方法により貸与を受けた全額を返還しなければなりません。ただし、その全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

【奨学金の返還猶予】

次の各号のいずれかに該当するときは、返還を猶予することができます。

- （1）奨学生であった者が更に上級学校に進学したとき。
- （2）災害又は傷病により、奨学金の返還が困難と認められるとき。
- （3）その他正当な事由のため、奨学金の返還が困難と認められるとき。

【奨学金の返還免除】

次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務について全部または一部を免除することができます。

- （1）死亡したとき。
- （2）心身に著しく障害を生じ奨学金を返還することができなくなったと認めるとき。
- （3）奨学金の貸与を受けた者の属する世帯が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税が非課税のもので奨学金の返還が著しく困難であると認めるとき。（各年度に返還すべき額の2分の1を限度とする。）

お問い合わせ先

◎えびの市奨学金貸与制度

えびの市教育委員会 学校教育課 教育係

TEL : 35-3722